

感染症発生時 事業継続計画

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

感染症発生時事業継続計画（BCP）

1 目的

本計画は、感染症が施設内で発生した場合においても、利用者の生命および健康を守りながら可能な限り事業を継続することを目的とする。感染症の予防方法や具体的な対応については、以下のマニュアルに基づき対応するものとする。

- ・ 感染症対策指針
- ・ 感染症予防マニュアル
- ・ 施設内感染症対策マニュアル

2 基本方針

感染症が発生した場合は、次の方針に基づき対応する。

- ① 利用者および職員の安全確保を最優先とする
- ② 感染拡大防止を最優先とする
- ③ 可能な限り事業継続を図る
- ④ 状況に応じてサービス内容の縮小・変更を行う

3 対応体制

感染症発生時は以下の体制で対応する。

役割	担当	主な業務
統括責任者	管理者	全体指揮
感染対策	看護職員	医療機関との連携
運営調整	サービス管理責任者	利用調整
現場対応	主任・リーダー	職員配置調整
情報共有	管理者	家族・行政対応

感染症対策の詳細については【**感染症対策指針および施設内感染症対策マニュアル**】を参照する。

4 平常時の対応

平常時から感染症予防対策を実施する。

主な感染予防対策

- ・ 手指衛生の徹底
- ・ 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
- ・ PPE（マスク・手袋・エプロン等）の適切な使用
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 日常清掃および環境消毒

具体的な方法については【**感染症予防マニュアル**】を参照する。

5 感染症発生時の初期対応

利用者または職員に感染症が疑われる症状が確認された場合は次の対応を行う。

- ① 発見した職員は速やかに看護職員または管理者へ報告する
- ② 看護職員は状態確認を行う
 - ・ 発熱
 - ・ 嘔吐
 - ・ 下痢
 - ・ 呼吸器症状
 - ・ 意識状態
- ③ 感染症が疑われる場合は
 - ・ 必要に応じ医療機関へ連絡
 - ・ 他利用者との接触を最小限にする
- ④ 感染症対策委員会を開催し感染拡大防止対策を協議する
- ⑤ 集団発生が疑われる場合は
 - ・ 集団感染報告基準に基づき保健所へ連絡する

感染症対応の詳細については【施設内感染症対策マニュアル】を参照する。

6 感染症発生時対応フローチャート

- ① 発熱・嘔吐・下痢・咳などの症状確認
↓
- ② 看護職員または管理者へ報告
↓
- ③ 状態確認
↓
- ④ 感染症疑い
↓
- ⑤ 医療機関連絡・隔離対応
↓
- ⑥ 感染症対策委員会開催
↓
- ⑦ 集団発生の場合は保健所へ連絡
↓
- ⑧ 事業運営の調整

7 感染症 BCP 対応段階（フェーズ）

フェーズ	状況	対応
フェーズ0	平常時	感染症予防対策
フェーズ1	感染疑い	状態観察
フェーズ2	感染者発生	感染対策強化
フェーズ3	複数感染	利用人数調整
フェーズ4	集団感染	サービス縮小
フェーズ5	職員不足	事業継続体制見直し

8 職員不足時の対応

感染症により職員が不足した場合は、事業継続のため次の対応を行う。

- ① 業務の優先順位を整理する
- ② 不要不急の業務を一時停止する
- ③ 職員配置の再調整を行う
- ④ 必要に応じ利用人数の調整を行う
- ⑤ 同一法人内の他事業所（グループホーム等）から応援職員の派遣を受ける
- ⑥ それでも対応が困難な場合は行政および関係機関と相談し事業運営を調整する

9 物資管理

感染症対策に必要な物資については、一定量を備蓄する。

主な備蓄物資

- ・ マスク
- ・ 手袋
- ・ エプロン
- ・ 消毒液
- ・ ペーパータオル

不足が見込まれる場合は速やかに補充する。

10 情報共有および連絡体制

感染症発生時は以下の機関と連携する。

- ・ 保健所
- ・ 協力医療機関
- ・ 利用者家族
- ・ 行政機関施設内では速やかに職員へ情報共有を行う。

1.1 BCPの見直し

本計画は感染症の状況や最新の知見に応じて定期的に見直す。

附則 この計画は

令和 6年 8月 1日から適用する。

令和 8年 4月 1日改訂。